

国会法の一部を改正する法律案要綱

第一 自由討議

- 1 各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少なくとも三週間に一回その会議を開くことを要すること。ただし、議院運営委員会の決定があつた場合は、この限りでないこと。
- 2 自由討議の問題につき、議員の動議により、議院の表決に付することができること。
- 3 自由討議における発言の時間は、特に議院の議決があつた場合を除いては、議長がこれを定めること。

(第七十八条関係)

第二 施行期日

この法律は、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行すること。

(附則関係)